

# VICSについてのお問い合わせ

VICSの車載機の動作，その他に関するもの  
VICSのサービスエリアに関するもの  
その他，上記に類するもの

これらの内容は，お買い上げいただいた販売店またはお近くの「お客様ご相談窓口」（別紙参照）にお問い合わせください。

VICSの概念，計画，または表示された情報内容に関することは，  
(財)VICSセンターへお問い合わせください。

(但し，地図表示型の表示内容は除く)

## (財)VICSセンター（東京センター）

電話受付 9:30～17:45（土曜・日曜・祝祭日を除く）  
番号 03-3592-2033  
06-6209-2033

FAX受付 24時間  
FAX番号 03-3592-5494

## VICS情報有料放送サービス契約約款

### 第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「当センター」といいます。）は，放送法（昭和25年法律第132号）第52条の4の規定に基づき，このVICS情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め，これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは，この約款を変更することがあります。この場合には，サービスの提供条件は，変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては，次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)VICSサービス

当センターが自動車を利用中の加入者のために，FM多重放送局から送信する，道路交通情報の有料放送サービス

(2)VICSサービス契約

当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約

(3)加入者

当センターとVICSサービス契約を締結した者

(4)VICSデスクランブラー

FM多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し，放送番組の視聴を可能とするための機器

### 第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには，次の種類があります。

(1)文字表示型サービス

文字により道路交通情報を表示する形態のサービス

(2)簡易図形表示型サービス

簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス

(3)地図重畳型サービス

車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは，原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

### 第3章 契 約

(契約の単位)

第6条 当センターは，VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は，別表1のとおりとします。

ただし，そのサービス提供区域であっても，電波の伝わりにくいところでは，VICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは，VICS対応FM受信機（VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより，契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし，以後加入者は，継続的にサービスの提供を受けることができます。